

第51回農地総会議事録

開催日時	令和3年9月7日(火) 午後3時30分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 大会議室	
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・西本 統洋・植田 俊博・加藤 孝幸・廣井 千里 中島 義幸・久保田 彦昭・森田 浩明・大野 哲・中島 正根・山本 和正 上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強	以上16名
欠席委員	竹内 佳代・前田 眞作・中村 富貴	以上3名
事務局出席者	加藤事務局長・近森次長・竹内係長・柏井主任・島田主任	以上5名
議題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件</p> <p>第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件</p> <p>議案外(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ・農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・非農地証明願の件 ・買受適格証明願の件 	
備考〔添付書類〕	<ul style="list-style-type: none"> ○第51回農地総会議案書 ○現地案内図 ○議案説明書 ○第2号議案説明資料(資料①) ○第3号議案説明資料(資料②～⑤) ○第3号議案 案件3 差替資料 ○転用許可申請等の結果について(報告) ○令和3年度 今後のスケジュール(予定) 	

開 議 長	(上田博 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 3 時 30 分)) ただいまより第 51 回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は、竹内佳代委員、前田眞作委員、中村富貴委員の 3 名です。 委員総数 19 名中 16 名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	総会会議規則第 23 条第 2 項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただきます。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、中島義幸委員と山本和正委員の 2 名にお願いいたします。
事務局報告 議 長 加藤局長 〈	なお、ご案内の文書にもあるとおり、新型コロナウイルス対策として、今月は議案の説明をあらかじめ文書で配布して、会議時間の短縮をはかっております。委員の皆様のご協力をお願いいたします。 関連して、事務局から何かありますか。 ①今回の農地総会については、事務局からの議事説明を省略し、内容の説明については事前に配布した文書により行い、変更点等がある場合は口頭で補足する旨の説明。 ②新型コロナの感染に関連する事務局からの報告。 ③市の農業関連施策に対する意見書の提出について、意見書内容の検討スケジュールを見直すことの報告。
議 議 長 柏井主任	それでは、第 1 号議案より審議を行います。 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。 今月は全体で 4 件の申請が出されており、案件の申請内容については、お送りしました説明原稿のとおりとなっております。 なお、案件 4 につきましては、昨日、南国市の経営農地を事務局で現地確認いたし

	<p>ましたが、草刈等されていないことを確認しておりますのでご報告いたします。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第三事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。</p>
加藤委員	<p>案件1から案件3について、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、譲受人が所有する、南国市の荒れている農地について、草刈りができていけば、許可相当と認めるということでしたが、現状できていないということです。その分は保留ということです。</p>
竹内係長	<p>保留は一回までという取り決めがございますので、不許可ということでいいのかなと思っております。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
西本委員	<p>案件4は許可を求めるなら新たに申請ということですね。</p>
竹内係長	<p>案件4につきましては、6月に申請があり先月保留となりましたが、保留は一回までというルールがありますので、今回は不許可という形となり、再度申請するのであれば、草刈りもした状態で改めて申請して頂けたらと思います。</p>
西本委員	<p>新たに申請しないといけないということですね。</p>
竹内係長	<p>左様でございます。</p>
西本委員	<p>分かりました。了解。</p>
議 長	<p>事務局にお聞きしますが、案件4は、譲受人の南国市の農地が草刈りできてないということで、よろしいでしょうか。</p>
竹内係長	<p>先ほど説明しました通り、草刈りができておりませんでした。</p>
議 長	<p>他にご意見・ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります</p> <p>案件4は、譲受人の所有する農地について管理ができておらず、農地法第3条第2項第1号に定める不許可の事由にあたるものと判断します。本案件は継続案件でしたので、今月で不許可としたいと思います。</p> <p>また、それ以外の案件につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議</p>

委員	ありませんか。
議長	(異議なし) そのように決定いたします。
	続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件です。事務局より説明をお願いします。
柏井主任	今月は全体で1件の申請が出されており、申請の内容については、お送りしました説明原稿のとおりとなっております。
	なお、第三事前審査会でご質問いただきました、墓地経営許可申請につきましては許可見込みであり、農地法の許可待ちの状況であることを高知市環境保全課に確認しておりますのでご報告いたします。
	以上で、第2号議案の説明を終わります。
議長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。第三事前審査会の、山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	ありがとうございました。案件1について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	案件1については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	そのように決定いたします。
議長	続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件です。事務局より説明をお願いします。
柏井主任	今月は全体で4件の申請が出されており、申請の内容については、お送りしました説明原稿のとおりとなっております。
	なお、案件3につきましては、修正した排水計画図の提出がありましたので、本日配布させて頂いております。
	説明原稿の10ページの10行目から排水計画について記載しておりますが、雨水排水については、南側隣地との境界部分にある既設側溝を經由して西側市道の側溝に排水する計画となっております、計画の内容のとおり修正した図面が提出されております。
	以上で、第3号議案の説明を終わります。

議 長	ありがとうございました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が、第三、第四事前審査会です。第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員	案件1から案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	ありがとうございました。続いて第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件1から案件3については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することとし、また、案件4については、第1種農地の案件のため、県ネットワーク機構に諮問したのち、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	そのように決定いたします。 続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
柏井主任	今月は、9件の申請が出されており、計画の内容についてはお送りしました説明原稿のとおりとなっています。 以上で、第4号議案の説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が、第三、第四事前審査会です。第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員	案件1と案件2については、計画を妥当と認めました。
議 長	ありがとうございました。続いて第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件3から案件9については、計画を妥当と認めました。
議 長	ありがとうございました。事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
中島(正)委員	ちょっと教えてください。案件9の作物のブドウというのは露地ですか、ハウスですか。

竹内係長	露地と聞いています。
議 長	いいですかね。
中島(正)委員	はい。
議 長	他にございませんか。他にないようでしたら、審議を終わります。すべての案件につきまして、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それではそのように決定いたします。 議案外の報告を事務局より一括してお願いします。
柏井主任	議案外の案件について、報告の内容については、お送りしました説明原稿のとおりとなっています。
	以上で、議案外報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。
西本委員	ちょっとお尋ねします。議案外の②農地法第4条1項第8号の規定による農地転用届出の件について、案件1の申請者は開業医でしたが高齢になったので1年前に廃業しています。共同住宅を所有しているので不動産収入はありますが、職業欄へは、不動産業と記入する必要がありますか。記載は義務付けられていますか。収入の多少によって記載の必要性は変わりますか。
竹内係長	はい。4条の申請書に職業欄がございまして、書くことが義務付けられております。いくらぐらいの収入から書くのかということについては、定まった規定がある訳ではございませんので、ご本人がご自分のご職業を何だと思っておられるか、というところで書いて頂く、という感じでございます。
西本委員	案件3の申請者は会社役員とありますが、転用の目的は駐車場露天となっています。この場合は、駐車場として貸すので不動産収入もあり、それなら不動産業と会社役員という記載になると思いますが、会社役員のための記載でいいですか。
竹内係長	いわゆる法人として、会社の役員として、そういう業務にあたっておられるということ…。
西本委員	であるということが分かりませんよ、これでは。
竹内係長	はい。
西本委員	その辺が分かりにくいですが、職業の記載は、会社役員です、でよろしいですか。
竹内係長	そうですね。はい、そのとおりでございます。
西本委員	分かりました。
加藤局長	すいません、補足ですけど、農地法の申請書だけでなく、諸々の行政の申請書にあ

<p>西本委員</p> <p>加藤局長</p> <p>西本委員</p> <p>加藤局長</p> <p>西本委員</p> <p>加藤局長</p> <p>西本委員</p> <p>議長</p> <p>委員</p> <p>議長</p>	<p>る職業欄について、あくまでも申請者の自己申告という色合いが強いですので、あまり行政の方からは、こういう書き方をしてください、というよりはあくまでも自己申告で受付をさせて頂いております。</p> <p>分かりました。農家の者も80歳くらいになれば相続対策のため、アパートを建てる人がいる。その場合は職業無職。農業は継続していても、不動産収入があれば、こゝへ書かれたように不動産業と書くことになる。農家の方は相続税対策がたくさんあるかと思えます。そういう場合には、職業欄は農業でなく不動産業になりますね。そのように書かなければいけませんね。よろしいでしょうか。</p> <p>一定の収入がある、というように認識頂いておれば…。</p> <p>賃貸住宅を建てたら、収入があると思えますよ。新しく建てるからね。借金してもね。</p> <p>はい。あと、農業委員会事務局の方で、そこの裏付け、確認を取るなどの根拠もございませんので…。</p> <p>根拠もないけど、考えられることですよ。ま、当然そのように理解せないかんでしょ。</p> <p>そうですよ。そこを分かっていたという前提の下、提出のありました届出書を報告させていただいているという…。</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>それでは、他にご意見・ご質問等はないでしょうか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ないようでしたら、議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたら、お願いします。</p>
<p>事務局連絡</p>	<p>(「転用許可申請等の結果について(報告)」を説明)</p> <p>(「令和3年度 今後のスケジュール(予定)」を説明)</p>
<p>次回農地総会議長</p>	<p>ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。</p> <p>次回の農地総会は、10月7日(木)を予定しております。</p>
<p>閉会議長</p>	<p>(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時00分))</p> <p>以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 3 年 12 月 7 日

議 長 上田博

議事録署名委員 中島英幸

議事録署名委員 山本和正

議事録作成者 島田 佳史